(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第2条)

第2章 子どもの大切な権利(第3条)

第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと(第4条-第9条)

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第10条-第15条)

第5章 施策の推進(第16条-第17条)

附則

三芳町は、平地林に代表される美しい自然、悠久の歴史、受け継がれてきた多くの文化を守り伝えてきました。これからも、先人たちが拓き、守り伝えてきたものを町の未来を担う子どもたちにつなげていくとともに、子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。そうした子どもにやさしいまちは、三芳町に暮らす人や訪れる人、三芳町と様々に関係する人にとっても、やさしいまちへとつながっていきます。

世界に目を転じると、これからを生きる子どもたちには、三芳町の自然・歴史・文化に誇りをもちながら、地球市民として世界を広く見渡し、異なる文化や価値観を理解し、持続可能な未来のために考え行動する力が必要とされています。そのような世界を知る機会を創出することは、子どもたちの中に広く人権や多様性を尊重する意識を育むだけでなく、世界の人々と共に歩むことのできる、持続可能な社会の創り手としての成長にもつながっていきます。

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその権利が保障され、大人は、子どもの権利を守る義務の担い手として、子どもが安心して暮らし、豊かに成長することを保障し、子どもの声を聴き、子どもと共に育ち合う環境づくりを進めることが必要です。「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例」は、平成元年(1989)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、誰一人取り残されることなく、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、大人が子どもに約束する条例として、制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが安心して生き、健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定め

ることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、誰一人取り残されず、子ども が幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
  - (2) 大人 前号を除く町及び第3号から第6号に掲げる者を含む、子どもの育ちに関わる者をいう。
  - (3) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいう。
  - (4) 地域住民 町内に在住、在勤若しくは在学する者(第1号に規定する子どもを除く)又は町 内で市民活動する団体をいう。
  - (5) 育ち学ぶ施設の関係者 子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設、その他子どもが育ち、学び、活動する施設の関係者をいう。
  - (6) 事業者 町内で事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。 第2章 子どもの大切な権利

(守られる子どもの大切な権利)

- 第3条 子どもは、児童の権利に関する条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障される。
- 2 次の各号に示すことは、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに考慮されなければならない。
  - (1) 命が守られ成長できること 子どもは、その命が守られ、愛情をもって育まれ、成長や発達が最大限保障される。
- (2) 差別のないことスレナは、サナヤカ・た理接、1421 人種、国際、字数

子どもは、生まれ育った環境、状況、人種、国籍、宗教、性自認、障がいの有無等に関わらず、いかなる差別も受けない。

- (3) 子どもにとって最もよいこと 子どもに関することを決定又は実施するときは、子どもにとって何が良いかを一番に考え る。
- (4) 子どもの意見が尊重されること

子どもは、自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができる。また、 その意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重される。 第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと

(共通の役割)

- 第4条 大人は、子どもの大切な権利を理解し保障をする上で、相互に連携を図り協力する。
- 2 大人は、子どもが自らの権利を理解し、自己を大切にし、他者を大切にする豊かな人間性を 培うことができるよう支援に努める。
- 3 大人は、子どもの心身の健康維持及び増進を図るよう努める。
- 4 大人は、子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促進するため、子どもの主体的な活動の支援に努める。

(町の役割)

- 第5条 町は、子どもの権利を保障するため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、協力して、子どもにやさしいまちづくりを推進する。
- 2 町は、子どもにやさしいまちづくりを推進する上で、子どもが意見表明しやすい体制を構築し、 その意見を尊重し、反映させる措置を講ずる。
- 3 町は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが権利の主体であることを理解し、その人格と尊厳を尊重し、子どもが 愛されて幸福を感じながら健やかに育つことのできる環境の確保に努める。この場合において、 保護者は、必要に応じて町に相談し、支援を求めることができる。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、子どもが権利の主体であることを理解し、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努める。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

- 第8条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境を保ち、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができる機会を確保する。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、町、保護者、地域住民及び事業者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進する。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子どもの権利を理解し、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、 適切な配慮を行う。

- 2 事業者は、子どもを養育する者が、子育てと仕事等を両立することができるよう環境を整え、 子どもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努める。
- 3 事業者は、子どもが地域と関わりを持って育つことの大切さを理解し、子どもが地域の一員と して参加する機会をつくり、その支援に努める。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の普及と啓発)

- 第10条 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報及び啓発活動を行う。
- 2 町は、子どもの権利が町外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障については、ほかの地方公共団体との連携及び協力を図る。

(子どもの居場所づくり)

- 第11条 大人は、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立ち、子どもが安心して自分らしく過ごす ことができる居場所づくりを推進する。
- 2 大人は、子どもが自然と触れあうこと、多様な人との交流、様々な体験などの活動を行うこと により、豊かな人間性を育むことができる機会の提供に努める。
- 3 大人は、前項を推進するにあたり、子どもの年齢、発達及び状況に応じた配慮に努める。 (意思表明及び参画の促進)
- 第12条 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関わることを決定し、実行するにあたり、子 どもの年齢及び発達に配慮しながら子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、その意見の反 映にあたっては、子どもの最善の利益を優先して考慮する。
- 2 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが地域の一員として意見を表明しやすい環境の整備に努める。
- 3 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達又はその他の理由によって、自らの 意見を表明できない子どもに対しては、その意思を汲み取り、必要に応じてその意見の表明を 支援するように努める。
- 4 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの参画を促進するため、子どもに関わる施策についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく 発信する。

(子どもの安全の確保)

第13条 大人は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から

守るための安全な環境づくりを推進する。

2 大人は、子どもが権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

(権利の侵害からの相談と救済)

- 第14条 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利の侵害を受けたときに、安心して相談し、救済を求めることができる体制を整備する。
- 2 大人は、子どもが権利の侵害を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と連携し、協力し、必要な支援を行う。

(保護者への支援)

- 第15条 町は、すべての保護者が第6条に規定する役割を果たすために、必要に応じて経済的 及び社会的支援を行うとともに、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、協 力し、保護者が子育てしやすい環境づくりに努める。
- 2 町は、障がいがある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他困難を抱えている子ど も及びその家庭に対し、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民と連携し、協力して必要な支援 を行う。

第5章 施策の推進

(計画の策定及び検証)

- 第16条 町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及 び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、計画を策定する。
- 2 町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子ど もの未来に影響を及ぼす施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を 公表する。

(推進体制)

- 第17条 町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に必要な総合的な調整を行う。
- 2 町は、子どもにやさしいまちづくりの推進や子どもに関する施策について、子どもが 意見を表明し、参画する場として、子どもによるまちづくりのための会議を置くことができる。なお、この会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、町に提出することができる。

附則

この条例は、令和6年12月 日から施行する。